

○ 総 務 省
経済産業省 令第一号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）の施行に伴い、総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

経済産業大臣 武藤 容治

総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年 ^{総 務 省} 令第二号）の一部を次のように改正する。
経済産業省

様式第一の3中「~~法第28条~~」を「地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項」に改め、
様式第一の5中「~~法第28条~~」を「地方税法附則第15条第38項」に改める。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。